

平成 28 年 8 月 25 日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官

「子ども・子育て支援新制度 企業主導型保育事業」について

内閣府行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

内閣府においては、一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向け、子ども・子育て支援法を一部改正し、平成 28 年度より事業主拠出金制度を拡充して、企業が従業員のために保育施設を設置・運営する費用を助成する「企業主導型保育事業」を創設しました。これにより、平成 29 年度末までに最大 5 万人分の保育の受皿を整備することとしています。

本事業では、従業員の働き方に応じ、延長・夜間、土日の保育、短時間・週 2 日のみの保育など、多様で柔軟な保育サービスが提供できます。複数の企業による共同設置や他企業との共同利用、運営を保育専門事業者などに委託することも可能です。企業にとって、人材確保や女性職員の活躍推進につながるメリットがあります。また、企業の従業員の子どもの利用だけでもかまいませんが、地域の子どもに利用させることも可能であり、これにより社会貢献活動につなげることもできます。運営費・整備費については、認可施設と遜色ない助成が受けられます。

本事業については、現在、公益財団法人児童育成協会において、企業・団体から随時申請を受け付けています。

また、本事業の普及・促進をはかるため、内閣府のホームページでの周知、ポスターやチラシの配布、従業員のための保育施設の設置・運営に関心のある企業・団体を対象とした説明会を各地で開催する等の広報を行なっているところです。

貴団体におかれましても、会員各位に本事業を周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- 事業の概要等の資料は内閣府のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/links/index.html>)
- 申請の受付先：公益財団法人児童育成協会両立支援事業部（電話：03-5766-3801）

【本件についてのお問い合わせ先】

内閣府子ども・子育て本部（子ども・子育て支援担当）

電話番号：03-5253-2111（代表）

e-mail: kodomokosodate1@cao.go.jp